

鬼北町分別収集計画

目 次

1. 計画策定の意義	2
2. 基本的方向	2
3. 計画期間	2
4. 対象品目	3
5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)	3
6. 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)	4
7. 分別収集するものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装 廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)	5
8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物 ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主 務省令で定めるものの量の見込み (法第8条第2項第4号)	6
9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物 ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主 務省令で定めるものの量の見込みの算定方法 (法第8条第2項第4号)	6
10. 分別収集を実施するものに関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)	7
11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)	8
12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	8

鬼北町分別収集計画

平成25年 6月 1日

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済、ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

現在、廃棄物処理施設の確保は非常に困難なものとなっており、とりわけ当町の最終処分場は残余容量が2年分しかないにも係わらず、次の候補地の目処がたっておらず、今後の対応について早急に協議を進めなければならないという厳しい状況にある。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第8条に基づいて一般廃棄物の大宗を占める容器包装廃棄物を分別収集することにより地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、町民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにすることにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画に基づき、容器包装廃棄物の3Rを推進することにより、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、資源の有効活用が図られ、循環型社会の形成が構築されるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ・容器包装廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクルを基本とした地域社会づくり
- ・すべての関係者が一体となった取組による環境負荷の低減
- ・廃棄物の適正処理を推進することによる地域環境の保全

3 計画期間

本計画の計画期間は平成26年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、段ボール、ペットボトル、プラスチック製容器包装（白色トレイ容器・発砲スチロール製容器のみ）を対象とする。

また、飲料用紙製容器、紙製容器包装（段ボール以外）、プラスチック製容器包装（上記以外の容器包装）については、計画見直し時点で廃棄物の排出状況を考慮した上で取り扱いを検討する。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

（法第8条第2項第1号）

容器包装廃棄物の排出量の見込み

（単位：ト）

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
容器包装廃棄物	905.91	891.93	878.21	864.67	851.35

各年度における容器包装廃棄物の種類別の排出量の見込み

（単位：ト）

品目名		年度				
		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
金属	スチール製容器	23.19	22.83	22.48	22.13	21.79
	アルミ製容器	22.47	22.12	21.78	21.45	21.12
	小計	45.66	44.95	44.26	43.58	42.91
ガラス	無色のガラス製容器	74.89	73.73	72.60	71.48	70.38
	茶色のガラス製容器	71.97	70.86	69.77	68.69	67.63
	その他の色のガラス製容器	19.29	18.99	18.70	18.41	18.13
	小計	166.15	163.58	161.07	158.58	156.14
紙類	飲料用紙製容器	15.03	14.79	14.57	14.34	14.12
	段ボール	127.03	125.07	123.15	121.25	119.38
	その他の紙製容器包装	145.26	143.02	140.82	138.65	136.51
	小計	287.32	282.88	278.54	274.24	270.01
プラスチック	ペットボトル	55.35	54.50	53.66	52.83	52.02
	白色トレイ	11.03	10.86	10.69	10.53	10.37
	その他のプラ製容器包装(トレイを含まない)	340.40	335.16	329.99	324.91	319.90
	小計	406.78	400.52	394.34	388.27	382.29
合計		905.91	891.93	878.21	864.67	851.35

6 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。

なお、実施に当たっては、町民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

また、各種団体等に積極的な協力を呼びかけリサイクル活動を推進する。

- ・環境教育、啓発活動の充実学校や地域社会の場において副読本等を活用した環境教育を行い、また、学校給食における牛乳パックの回収・リサイクル活動の取組の紹介やごみ処理施設の見学会などあらゆる機会を活用し、町民、事業者に対して、ごみ排出量の増大、最終処分場のひっ迫、ごみ処理に要する経費の急増等ごみ処理の状況についての情報を提供し、認識を深めてもらう。さらに、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果、ごみの適切な出し方に関する教育啓発活動に積極的に取り組む。

- ・過剰包装の抑制

消費者・事業者との連携を図り、商品の過剰包装の抑制を呼びかけるなど小売店での包装の簡素化を推進する。

- ・買い物袋の持参の徹底

レジ袋の容器包装については、繰り返し使用が可能な買い物袋（マイバック）の持参の徹底等の普及啓発、指導、地域協定を活用した関係者の連携方策等を行い、小売店での容器包装の使用の合理化を行う。

- ・リターナブル容器、再生資源を原材料として利用した製品の積極的な利用、販売の促進を図る。

- ・リサイクル商品普及活動

各種イベント等でのリサイクル商品の展示・提供などのPR活動を行う。

行政が率先してリサイクル製品を利用することによって、資源再利用に対する住民意識の向上を図る。

- ・その他の排出抑制策

生ごみ処理機購入費補助制度の活用を推進する。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、町民の協力度、収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類及び分別の区分

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶
主としてガラス製容器 (無色・茶色・その他の各色ガラス製容器)	ガラスびん
主として段ボール製の容器	段ボール
主としてポリエチレンテレフタレート製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	プラスチック製食品トレイ (以下「食品トレイ」と表記)
	プラスチック製容器包装のうち白色の発泡スチロール製容器包装(以下「発泡スチロール」と表記)

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み
(法第8条第2項第4号)

	26年度		27年度		28年度		29年度		30年度	
主としてスチール製の容器	10.87 t		10.70 t		10.54 t		10.38 t		10.22 t	
主としてアルミ製の容器	6.14 t		6.05 t		5.96 t		5.86 t		5.77 t	
無色のガラス製容器	(合計) 28.23 t		(合計) 27.80 t		(合計) 27.38 t		(合計) 26.96 t		(合計) 26.54 t	
	(引渡) 5.43 t	(独自処理) 22.80 t	(引渡) 5.35 t	(独自処理) 22.45 t	(引渡) 5.27 t	(独自処理) 22.11 t	(引渡) 5.19 t	(独自処理) 21.77 t	(引渡) 5.11 t	(独自処理) 21.43 t
茶色のガラス製容器	(合計) 32.14 t		(合計) 31.64 t		(合計) 31.15 t		(合計) 30.67 t		(合計) 30.20 t	
	(引渡) 2.13 t	(独自処理) 30.01 t	(引渡) 2.09 t	(独自処理) 29.55 t	(引渡) 2.06 t	(独自処理) 29.09 t	(引渡) 2.03 t	(独自処理) 28.64 t	(引渡) 2.00 t	(独自処理) 28.20 t
その他のガラス製容器	(合計) 8.63 t		(合計) 8.50 t		(合計) 8.36 t		(合計) 8.23 t		(合計) 8.10 t	
	(引渡) 1.42 t	(独自処理) 7.21 t	(引渡) 1.40 t	(独自処理) 7.10 t	(引渡) 1.37 t	(独自処理) 6.99 t	(引渡) 1.35 t	(独自処理) 6.88 t	(引渡) 1.33 t	(独自処理) 6.77 t
主として段ボール製の容器	32.73 t		32.22 t		31.73 t		31.24 t		30.76 t	
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品に充てるためのもの	(合計) 17.01 t		(合計) 16.75 t		(合計) 16.49 t		(合計) 16.24 t		(合計) 15.99 t	
	(引渡) 17.01 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 16.75 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 16.49 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 16.24 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 15.99 t	(独自処理) 0 t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 170.26 t		(合計) 167.63 t		(合計) 165.05 t		(合計) 162.51 t		(合計) 160.00 t	
	(引渡) 0 t	(独自処理) 170.26 t	(引渡) 0 t	(独自処理) 167.63 t	(引渡) 0 t	(独自処理) 165.05 t	(引渡) 0 t	(独自処理) 162.51 t	(引渡) 0 t	(独自処理) 160.00 t
(うち白色トレイ)	(合計) 0 t									
	(引渡) 0 t	(独自処理) 0 t								

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

$$= \text{直近年度の分別基準適合物等の収集実績} \times \text{人口変動率}$$

また、人口変動率は、5年前の平成19年度から集計。どの年度も前年度比99%を切りほぼ同じ減少率だったため、平均減少率の98.459%を使い次のように設定した。

推計人口

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
11,230人 (対前年度比) 98.459%	11,057人 (対前年度比) 98.459%	10,887人 (対前年度比) 98.459%	10,719人 (対前年度比) 98.459%	10,554人 (対前年度比) 98.459%

※平成25年4月末現在人口11,406人

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項

(法第8条第2項第5号)

本町から排出される容器包装廃棄物の分別収集は、現行の収集体制を活用して行い、下表のとおりとする。

分別収集分類表

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等
金属	スチール缶	缶	委託業者による 定期収集	広域事務組合
	アルミ缶			
ガラス	ガラス製品 (無・茶・その他)	ガラスびん (不燃ゴミ回収用 ステーション)	委託業者による 定期収集	広域事務組合
ガラス	無色ガラス	ガラスびん (資源ゴミ回収用 ステーション)	鬼北町が直接収集	鬼北町
	茶色ガラス		鬼北町が直接収集	鬼北町
	その他の色のガラス		鬼北町が直接収集	鬼北町
紙類	段ボール	段ボール	委託業者による 定期収集	民間業者
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	委託業者による 定期収集	広域事務組合
	プラスチック製容器包装 (食品トレイのみ)	食品トレイ	鬼北町が直接収集	民間業者
	プラスチック製容器包装 (発泡スチロールのみ)	発泡スチロール	鬼北町が直接収集	民間業者

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6

現在、宇和島地区広域事務組合において建設予定のクリーンセンター（仮称）については平成29年度での稼働を予定。

当面は、当町における分別収集の用に供する施設の整備に関する事項は下表のとおりとする。なお、排出から収集・運搬に係る施設については、現在の施設、体制を利用するものとする。

分別収集の用に供する施設整備概要

分別区分	容器包装廃棄物	収集容器	収集機械	中間処理
缶	スチール・アルミ	ドラム缶	パッカー車	鬼北環境センター 選別・圧縮施設
ガラスビン	無色・茶色 その他の色	ドラム缶	パッカー車	鬼北環境センター 破砕
ガラスビン	無色・茶色 その他の色	キャリー (色毎)	軽トラック	環境保全課 ストックヤード
段ボール	段ボール	縛る	平ボディ車 パッカー車	民間業者保管庫
ペットボトル	ペットボトル	キャリー	パッカー車	鬼北環境センター 減容・圧縮施設
トレイ容器	食品トレイ	収集ボックス	軽トラック	民間業者保管庫
発泡スチロール容器	発泡スチロール容器	収集ボックス	軽トラック	民間業者保管庫

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

町民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、町民や事業者、行政が協力して分別収集推進体制の整備に努める。

また、自治会等住民団体による自主的な地域リサイクル活動を推進していくため、積極的な支援活動を行う。